

第3章 空家等対策計画

1 空家等対策に関する基本方針

(1) 基本理念

建築物はまちを構成する重要な要素であり、空き家についてもその管理と活用が適切に行われる必要があります。

空き家の管理責任は所有者等（所有者又は管理者）にありますが、相続問題や経済的な事情等から、適切な管理が行われない空き家が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしている場合もあります。

所有者等の第一義的な責任を前提にしながらも、地域住民の生命、財産等を保護するとともに、生活環境の保全を図るため、市、地域及び関係団体が連携して空き家対策に取り組みます。

空き家に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、適切な管理と活用を促進することで、安全安心な住み続けられるまちづくりを進めます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

11 住み続けられる
まちづくりを



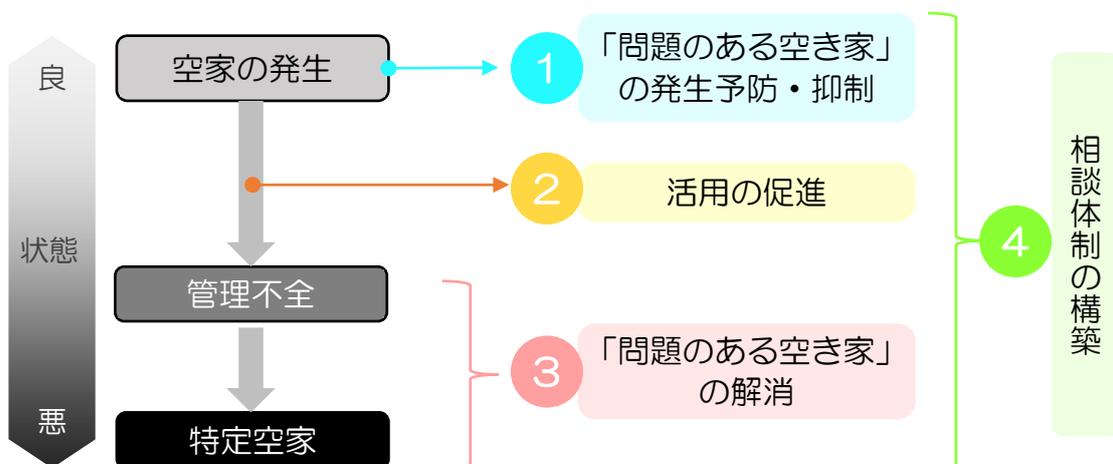
17 パートナーシップで
目標を達成しよう



(2) 空家等対策の基本施策

空家等対策として以下の4つの基本施策を実施します。各基本施策の方向性と取組を次のページに示します。

- 1 「問題のある空き家」の発生予防・抑制**
 空き家の発生や管理の状況を速やかに把握します。また、啓発・情報提供を積極的に実施し、「問題のある空き家」の発生予防・抑制を図ります。
- 2 活用の促進**
 活用したい団体・事業者とのマッチング制度により、空き家の流通・活用を促進し、空き家の減少を図ります。また、活用に関する情報提供・相談窓口の充実を図ります。
- 3 「問題のある空き家」の解消**
 適切な管理が行われていない「問題のある空き家」に対して各種施策の実施や法制度を適用することで適切な管理を促進し、周辺地域に悪影響を及ぼす問題のある空き家の解消を図ります。
- 4 相談体制の構築**
 各種団体の協力や連携により、空き家問題に関する所有者の相談・情報提供に適切に対応するとともに、上記3つの施策を推進します。



【各基本施策の方向性と取組】

1 「問題のある空き家」の発生予防・抑制

ア 空き家の実態把握	法定事項3
(ア) おくやみ窓口による空き家の届出	継続
(イ) 空き家実態調査	継続
(ウ) 空き家の現地調査	継続
(エ) 空き家データベースの整備	継続
イ 「問題のある空き家」にしないための啓発と情報提供	法定事項4
(ア) 市公式ウェブサイト等での啓発、専門家と連携した相談会等の実施	拡充
(イ) ふるさと納税返礼品としての空き家目視点検サービスのPR	継続
(ウ) 空き家の発生を抑制するための特例措置の周知 (譲渡所得の金額から 3,000 万円を上限に控除される制度)	継続

2 活用の促進

ア 空き家の流通、活用の促進	法定事項5
(ア) 利活用希望団体バンクによる空き家の流通促進	新規
(イ) リフォーム相談窓口、市内業者リスト等の整備	新規
(ウ) 活用事例の調査・情報発信	新規

3 「問題のある空き家」の解消

ア 問題のある空き家の解消促進	法定事項4
(ア) 適切な管理が行われていない空き家所有者への助言、指導	継続
(イ) 空き家除却費補助金	継続
(ウ) 除却の促進に向けた情報提供等の実施	継続
(エ) 空き家管理代行サービスの活用促進のための情報提供 (シルバー人材センターのサービスチラシ DM 送付等)	継続
(オ) セミナーや相談会の実施	継続

イ 管理不全空家等への対応	法定事項4
(ア)空家法に基づく管理不全空家等への勧告 (固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外)	新規
(イ)相手方不在の空き家について、財産管理人制度等の活用	拡充
ウ 特定空家等に対する措置	法定事項6
(ア)空家法に基づく対応（行政代執行による除却等）	継続
4 相談体制の構築	法定事項7
(ア)空き家問題の苦情への対応、空き家所有者等の相談への対応・体制の構築	継続
(イ)専門家相談窓口の拡充（弁護士、宅建士、建築士、不動産鑑定士等）	拡充

「法定事項」とは空家法第7条第2項で規定された事項を示します。

法定事項3：空家等の調査に関する事項

法定事項4：所有者等による空家等の適切な管理に関する事項

法定事項5：空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

法定事項6：特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項

法定事項7：住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

各基本施策の取組における「新規」、「拡充」、「継続」の定義は以下の通りです。

- 新規**：本計画に記載し新たに実施する取組
- 拡充**：前計画に記載済または実施済の取組の規模、内容を広げるもの
- 継続**：前計画に記載済または実施済の取組

2 空家等対策の取組

前のページで整理した基本施策に対応した取組の具体的な内容を以下に示します。

1 「問題のある空き家」の発生予防・抑制

ア 空き家の実態把握

(ア) おくやみ窓口による空き家の届出

継続

所有者がお亡くなりになったことにより、一戸建て住宅が空き家になった場合は、「おくやみ窓口」において、空き家の管理等に関する届出書の提出を案内しています。

■空き家の管理等に関する届出様式

空き家の管理等に関する届出書

年 月 日

安 城 市 長

(〒)

届出者 住所 _____
ふりがな
 氏名 _____
 電話 () _____

注意 太枠の中のみ記入してください。

空き家に関する事項	空き家所在地		
	空き家所有者	住所 <small>ふりがな</small> 氏名 _____	
	用途	住宅・店舗・その他 () _____	
	理由	相続・その他 () _____	
連絡先に関する事項	設定	1 届出者に同じ 2 以下のとおり (〒 -) _____ 住所 <small>ふりがな</small> 氏名 _____ 電話 () _____	
	変更	新	(〒 -) _____ 住所 <small>ふりがな</small> 氏名 _____ 電話 _____
		旧	(〒 -) _____ 住所 <small>ふりがな</small> 氏名 _____ 電話 _____
情報提供に関する事項	<input type="checkbox"/> 同意しない <input type="checkbox"/> 同意する (同意する場合、下記詳細についてご記入ください。)		
	情報提供先	<input type="checkbox"/> 近隣住民 (<input type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 所有者名 <input type="checkbox"/> 所有者住所 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 不動産業者 (<input type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 所有者名 <input type="checkbox"/> 所有者住所 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 購入希望者 (<input type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 所有者名 <input type="checkbox"/> 所有者住所 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> Webサイト (<input type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 所有者名 <input type="checkbox"/> 所有者住所 <input type="checkbox"/> その他)	
	目的	近隣住民には、空家の管理や緊急時の連絡先として、それ以外は売買等の利活用のために情報を提供することとし、それ以外の内容には使用しません。	

(イ) 空き家実態調査

継続

市域における空き家の実態を把握し、空き家データベースを構築するため、実態調査を行います。

加えて、所有者の居住実態やニーズを把握し、施策に反映させるため、空き家所有者を対象としたアンケート調査を実施します。

これまでに2016年度と2022年度に実施しました。実施時期は計画の改定時期とします。

(ウ) 空き家の現地調査

継続

「問題のある空き家」(ランク2~5)については、そのまま放置されると老朽化が進行し危険性が増加する恐れがあることから、関係部署とともに毎年現地調査を実施し、状況の変化等を把握します。

(エ) 空き家データベースの整備

継続

空き家に関する情報を管理し、適切な対応ができるよう空き家のデータベースを整備します。(イ)で空き家データを整備し、(ウ)及び日常業務で得た空き家情報をもとに、空き家でなくなったものの削除や新たな空き家の追加等の更新作業を行います。

データベースの内容は以下のとおりです。データベースをもとに空き家情報カルテを作成し、管理を行います。

■データベースの内容

データ管理	管理番号/調査番号
所在	住居表記/地番表記
危険度判定	ランク/各指標の最高点/危険性/生活環境/防犯性
所有者等情報	所有者名等/住所
家屋情報	構造/建築年/床面積/地上階数
現地調査	物件情報/表札等/倒壊のおそれ/衛生面/景観面/その他
所有者調査	送付状況/回答状況/回答結果

■空き家情報カルテ(例)



イ 「問題のある空き家」にしないための啓発と情報提供

(ア) 市公式ウェブサイト等での啓発、専門家と連携した相談会等の実施 **拡充**

問題のある空き家を発生させないための適切な管理、空き家となった家屋の空き巣被害の危険性の周知等を市公式ウェブサイトや広報あんじょう、啓発チラシ等で行います。さらに、所有者へ確実に届けるために、DM や、納税通知書の送付と合わせた啓発を検討します。

また、リーフレットを作成し空き家に関する相談先等について情報提供を行います。

■納税通知書の裏面に記載する例

空き家の適正管理を！

管理が十分でない空き家については、法律に基づき、家屋の修繕や雑草の刈り取りなどを指導しています。

近隣住民や周辺環境に配慮した適正な管理をお願いします。

■啓発チラシの例

リスク1

空き家を危険な状態等で放置すると 最大約4倍!! 固定資産税等の額が大幅に上昇します!

平成27年5月に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行されました。
空き家を危険な状態等で放置し、同法に基づく勧告を受けたことにより当該空き家の敷地に係る住宅用地特例が解除された場合、固定資産税等の額が大幅に上昇します。

リスク2

空き家の管理不全が原因となって 近隣住民等がケガをする恐れがあります!

損害賠償に発展すると…

試算の前提とした被害モデル
死亡：11歳の男児

劣化した瓦が落下し、運行人に当たり死亡した場合、5,000万円以上の損害額になるという試算が出ています。

空き家の管理不全が原因となって、近隣住民等がケガをした場合、空き家所有者は民法第717条による**損害賠償責任を負う可能性**があります。

損害区分	損害額(万円)
死亡逸失利益	3,400
慰謝料	2,100
葬儀費用	130
合計	5,630

[出典：公益財団法人日本宅地総合センター「空き家発生による外部不経済の発生と損害額の試算に関する調査」より]

資料：総務省「空き家対策に関する実態調査結果報告書」

■空き家に関する情報提供リーフレット

■ 空き家はどんな状態？「セルフチェック」をしてみましょう

Check
 屋根
 屋根材の異常（変形、ハガレ、破損）、アンテナの異常

Check
 軒裏
 軒天井の異常（シミ、ハガレ、浮き）

Check
 窓・ドア
 ガラス割れ、傾き、開閉の不具合

Check
 土台・基礎
 ヒビ、割れ、腐朽

Check
 家のまわり
 塀のヒビ・割れ・傾き、臭気、ごみ等の不法投棄、雑草・樹木の繁茂、多数の害虫の発生（ネズミ、ハチ、蚊など）

Check
 雨どい
 水漏れ、ハズレ、割れ、落下

Check
 バルコニー・ベランダ
 腐食、破損、傾斜、サビ

Check
 外壁
 腐朽、ハガレ、破損、浮き

Check
 家の中
 雨漏り、カビ、害虫の大量発生、給排水の不具合、臭気、床の傾き

Check

- が0個・・・引き続きしっかり管理していきましょう。
- が1個以上・・・問題のある空き家にならないように管理の徹底を心がけましょう。
- が5個以上・・・危険です！早急に対処しましょう！

■ 空き家はどんなふうに管理すればよい？

定期的な確認・メンテナンス

空き家は放置することで急速に老朽化が進み、建物の資産価値が落ちてしまいます。定期的な空き家の状態を確認しメンテナンスを行い、良いコンディションを保つようにしましょう。

- 建物の破損状況の確認
- 通風・換気・通水
- ポストの確認
- 草木の手入れ



空き家の近くに住む知り合いの方などと連絡先を交換しておく、空き家に関して問題が起こった際もすぐに連絡が取れて安心です。

管理代行サービス

自分一人で管理していくのが難しい場合や遠方に住んでいる場合は管理代行サービスなどを利用するのもよいでしょう。

安城市は管理代行サービスを行っている事業者「安城市シルバー人材センター」と協定を結びました。空き家のメンテナンスに関するサービスを依頼することができます。

《サービス例》
 （全て有料となります）

- 目視点検
 （建物の破損状況の確認、写真の送付など）
- 草刈、剪定
- 建物の簡単な修繕



「安城市シルバー人材センター」

問合せ先 0566-76-1415

ホームページ <http://webc.sjc.ne.jp/anjo>

安城市 空き家を所有する皆さまへ

2023.4現在

本市では、空き家に関する相談制度や、除却に伴う各種補助金を用意していますので、条件を確認のうえご活用ください。



区分	事業名	内容	対象者	お問い合わせ先	Webサイト
空き家に関する相談	不動産 空き家相談	宅地建物取引士に、空き家や不動産に関する相談ができます(毎月第4火曜日)。	市内の不動産及び空き家所有者等 ※事前予約制	建築課 0566-71-2241	
	税理士による 税務相談	相続、贈与、譲渡所得、所得税、固定資産税などの税金に関する相談ができます(毎月第1水曜日)。	市内在住者 ※事前予約制	市民税課 0566-71-2213	
	相続 登記 測量 相談	司法書士や土地家屋調査士に、土地、建物等の登記や、土地の境界等に関する相談ができます(毎月第2水曜日)。	市内在住者 ※事前予約制	相談室 0566-71-2222	
	シルバー人材センターの 空き家管理	草刈、剪定、小規模修繕等の業務を行います(有料)。	空き家所有者等	シルバー人材センター 0566-76-1415	
空き家の撤去	ブロック塀撤去費 補助金	道路等に面する高さが1m以上のコンクリートブロック塀等を撤去する場合、撤去費の補助が受けられます。	ブロック塀の所有者等	建築課 0566-71-2241	
	狭あい <small>きょうあい</small> 拡幅整備	後退が必要な狭あい道路を拡幅整備するため、寄付を条件に現地測量、分筆等の費用を市が負担します。また、後退用地内の工作物の撤去・移設費用についても、一部補償ができます。	後退用地の所有者等	維持管理課 0566-71-2237	
	空き家除却費補助 金	1年以上使用されていない老朽化して危険な空き家を除却する場合、除却費の補助が受けられます。	空き家の所有者等	建築課 0566-71-2241	
空き家の税金	空き家の発生を抑制するための特例措置(3000万控除)	相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋又はその敷地を売って、一定の要件に当てはまるときは、譲渡所得の金額から最高3000万円まで控除できます。	相続等により当該家屋又は敷地を取得し売却した人	管轄の税務署 建築課 0566-71-2241 (※確認書に関する ことのみ)	

各種手続きには条件がありますので、Webサイトや窓口等で必ず詳細をご確認ください。
また、各種補助金を受ける際は事前に相談、申請等が必要になりますので、ご注意ください。

各種団体との連携による空き家相談会の開催等を実施して、空き家所有者等の管理責任について啓発するとともに、活用による空き家解消に関する情報を提供します。さらに、市の職員が地域の集まり等に出向き、空き家に関する啓発を行うことを検討します。

■専門家による空き家無料相談会の様子



(イ) ふるさと納税返礼品としての空き家目視点検サービスのPR

継続

2018年9月より、ふるさと納税の返礼品として安城市シルバー人材センターによる空き家目視点検サービスを利用できます。市外所有者に向けて空き家目視点検サービスの利用についてPRを行い、「問題のある空き家」の発生抑制を図ります。

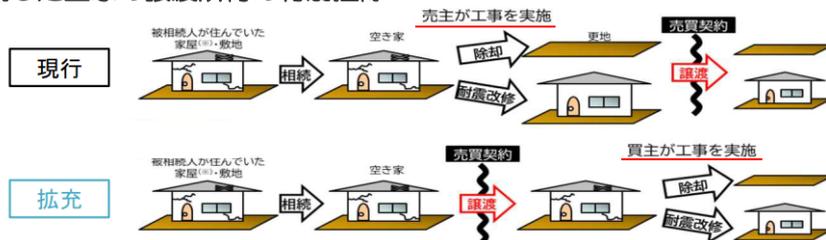
(ウ) 空き家の発生を抑制するための特例措置の周知

継続

空き家の発生を抑制するための特例措置として、被相続人が居住していた家屋の相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）または取壊し後の土地を譲渡した場合（2024年1月1日以降の譲渡については、売買契約等に基づき、買主が譲渡の日の属する年の翌年2月15日までに耐震改修又は除却の工事を行った場合、工事の実施が譲渡後であっても適用対象）には、当該家屋または土地の譲渡所得から最大3,000万円が特別に控除されます。特例措置の適用期間は2027年末までとなります。

この特例措置についてチラシ等を用いて周知を行います。

■相続した空家の譲渡所得の特別控除



資料：国土交通省

2 活用の促進

ア 空き家の流通、活用の促進

(ア) 利活用希望団体バンクによる空き家の流通促進

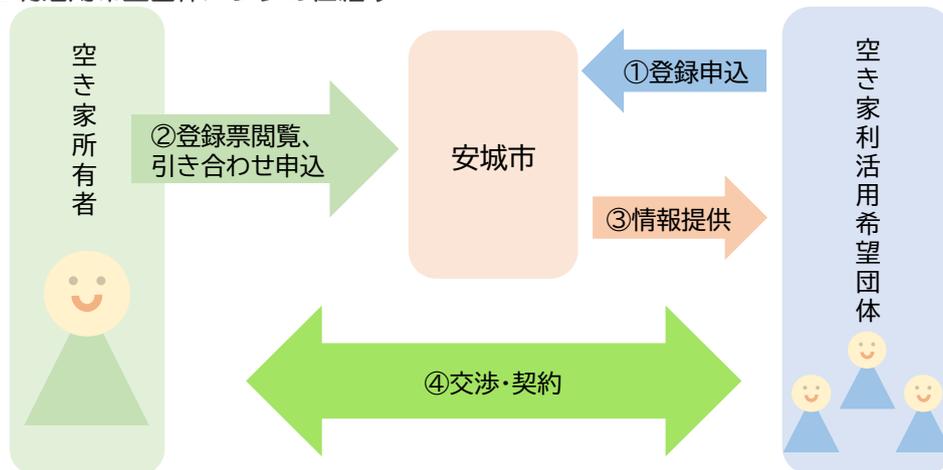
新規

空き家の流通を促進するために、利活用希望団体バンクの整備を検討します。利活用希望団体バンクとは、空き家所有者等と活動の拠点を探している団体の橋渡しとなる情報提供・マッチングの場として、空き家を利用したい団体を登録・公開し、空き家の所有者が利用してもらう団体を選ぶ仕組みです。

利活用希望団体バンクでは、所有者が空き家の活用に向けて検討を進められるよう、NPO 法人や社団法人等と連携したサポート体制についても検討します。

空き家を公開する空き家バンクについては、空き家の所有者からの登録ニーズが高まってきた場合には、その設置を検討します。

■利活用希望団体バンクの仕組み



(イ) リフォーム相談窓口、市内業者リスト等の整備

新規

空き家の市場性を高めるためのリフォーム・修繕等の相談窓口や市内の業者をまとめたリストを整備し、空き家の活用の促進を図ります。

(ウ) 活用事例の調査・情報発信

新規

空き家及びその跡地の活用に関して、国や他自治体の先進事例を収集する等、新規取組の調査研究に努め、安城市での適用について検討します。

3 「問題のある空き家」の解消

ア 問題のある空き家の解消促進

(ア) 適切な管理が行われていない空き家所有者への助言、指導

継続

市民から苦情・相談が寄せられた空き家について現地調査を行い、問題が確認された空き家所有者等に対して空き家の現状を伝える文書を送付し、適切な管理を依頼します。文書の送付では改善が見られない場合には、電話連絡や訪問面談により所有者の意向を把握し、情報の提供、助言その他必要な援助を行います。

(イ) 空き家除却費補助金

継続

地域の安全性の確保の視点から危険な空き家の解消を目的として、老朽化の激しい不良住宅について、除却費用の5分の4（一戸あたりの上限額は20万円）を補助しています。今後も必要に応じて充実を図り、不良住宅の速やかな除却を進めます。

(ウ) 除却の促進に向けた情報提供等の実施

継続

空き家所有者等が活用する予定のない空き家について、跡地の有効活用に関する情報提供等により空き家の除却を促進し、跡地の有効活用を促します。情報提供は、市公式ウェブサイトや広報あんじょうを活用します。

(エ) 空き家管理代行サービスの活用促進のための情報提供

継続

安城市シルバー人材センターによる空き家管理代行サービスの利用促進のため、チラシによる周知を行っています。同チラシは、ダイレクトメールで送付している他、「問題のある空き家」の所有者等に適切な管理を依頼する文書にも同封します。

(オ) セミナーや相談会の実施

継続

空き家の管理責任は所有者等にあり、空き家管理に対する意識を高めていくことが重要です。各種団体との連携による空き家相談会等を開催して、空き家所有者等の管理責任について啓発するとともに、活用に関する情報を提供します。

■空き家管理代行サービスのチラシ

空き家管理の
ご相談は
シルバーへ



項目	作業の概要	料金(税込)
目視点検	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の屋根、壁、窓、雨どいの破損等の確認 ・植栽、草の繁茂状況等の確認 ・郵便物の確認 ・不法投棄等の確認 ・報告書、写真の送付 	2,500円/回
草刈	草刈機での草刈(急斜面を除く)	現地を確認後、お見積書を送付します
剪定	植木の剪定、伐採(高所作業を除く)	
小規模修繕	建物の簡単な修繕(高所作業を除く)	
不用品片付け	ゴミ回収と片付け	

※1 作業料金は、現場の規模や状況により異なります。

※2 作業内容により、繁忙期には作業時期が遅延する場合があります。

※3 その他のサービス : 植木の水やり、お墓清掃

お気軽にお問合せください


安城市シルバー人材センター ☎0566-76-1415
 午前8時30分 ~ 午後5時15分 (土日祝を除く)
 メール: anjio@sjc.ne.jp ホームページ: <http://webc.sjc.ne.jp/anjio>

(2023年4月1日現在)

イ 管理不全空家等への対応

(ア) 空家法に基づく管理不全空家等への勧告

新規

管理の改善が見られない空き家等に対して、「管理不全空家等」として、空家法に基づき「勧告」を行います。「勧告」を受けた敷地は、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されます。

(イ) 相手方不在の空き家について、財産管理人制度等の活用

拡充

所有者がいない（所在不明、相続放棄等）場合は、所有者に代わって空き家を管理する「財産管理人の選任」による解消を促進します。

ウ 特定空家等に対する措置

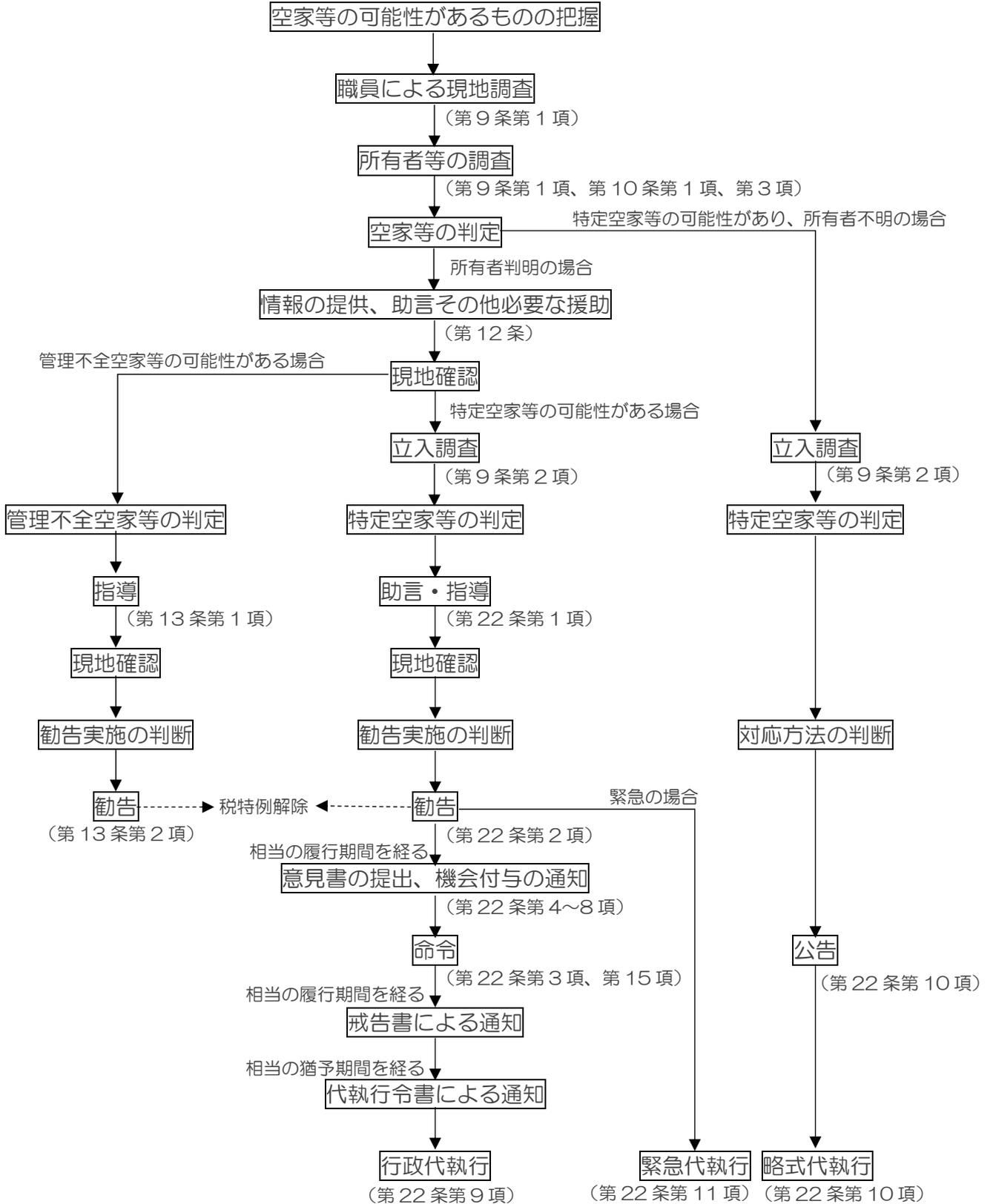
(ア) 空家法に基づく対応（行政代執行による除却等）

継続

特定空家等については、空家法に基づき、所有者に対し「助言・指導」「勧告」「命令」を行います。「勧告」を受けた敷地は、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されます。

「命令」に基づく措置が履行されない場合や、履行が十分ではない場合、あるいは期限までに完了する見込みがない場合は、行政代執行法に従い対処します。

■管理不全空家等及び特定空家等に対する措置フロー



4 相談体制の構築

(ア) 空き家問題の苦情への対応、空き家所有者等の相談への対応・体制の構築

継続

総合窓口として建築課を位置づけ、空き家の状況に応じ相談する窓口をわかりやすく市民に伝えます。苦情に対しては、現地調査を実施し、所有者に対し、問題解決に向けた援助を行い、建築課で情報共有、統計化を図ります。

相談窓口は、市公式ウェブサイト内の「空き家の相談窓口」のページでも案内しています。



安城市空き家の相談窓口
ウェブサイトのQRコード

■相談窓口一覧

相談内容	担当課	電話番号
【空き家相談総合窓口】 建築物に関すること 被相続人居住用家屋等確認書の発行 (譲渡所得 3,000 万円特別控除) 宅地建物取引士による不動産・空き家相談	建築課	0566-71-2241
草木の繁茂・害虫等に関すること	環境都市推進課	0566-71-2206
ごみの処分・分別の方法に関すること	ごみ資源循環課	0566-76-3053
防犯に関すること	市民安全課	0566-71-2219
道水路への草木の越境等に関すること	維持管理課	0566-71-2237
火災に関すること	衣浦東部広域連合 安城消防署	0566-75-0119
固定資産税に関すること	資産税課	0566-71-2215 (家屋) 0566-71-2256 (土地)
弁護士による法律相談 司法書士による法律相談 相続登記測量相談 (いずれも対象は、市内在住・在勤・在学の方)	市民安全課 (相談室)	0566-71-2222

(イ) 専門家相談窓口の拡充（弁護士、宅建士、建築士、不動産鑑定士等）

拡充

関係団体と必要に応じて協定を締結する等、連携体制を構築し相続、管理、活用、除却等に関する相談に対応するための相談窓口を拡充します。

3 計画の推進に向けて

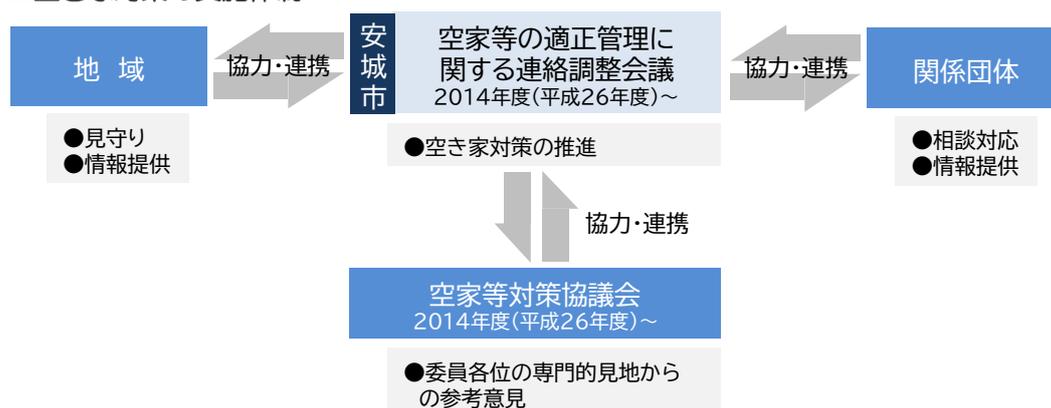
(1) 実施体制の構築

空き家対策を進めるため、庁内における実施体制を整えるとともに、協議会や地域、関係団体との協力・連携体制を構築していきます。

空き家もたらす問題は分野横断的で多岐にわたり、行政の各部署が密接に連携して対処する必要があることから、引き続き「空家等の適正管理に関する連絡調整会議」において対応を協議するとともに、全庁型地理情報システム(GIS)で空き家情報を関係部署で共有します。建築課を総合相談窓口として位置づけ、相談内容によって担当課を定めます。

また、空家法第8条に基づく「空家等対策協議会」において、対策計画の作成及び変更並びに実施について委員各位の専門的見地から意見を伺います。

■ 空き家対策の実施体制



■ 空家等の適正管理に関する連絡調整会議

組織
副市長
市民生活部長
建設部長
建築課
環境都市推進課
ごみ資源循環課
市民安全課
維持管理課
危機管理課
資産税課
行政課

■ 関係団体

団体名	関連分野
愛知県弁護士会	法律
愛知県司法書士会	相続・登記
愛知県土地家屋調査士会	登記
愛知県宅地建物取引業協会	不動産取引
愛知建築士会	建築
安城市シルバー人材センター	空き家管理代行
民生委員	福祉
町内会長連絡協議会	地域
NPO 法人、社団法人等	管理・活用

(2) 空き家対策における各主体の役割

基本理念を踏まえ、空き家対策における「空き家の所有者等」「市」「空家等対策協議会」「地域（住民、町内会、市民団体）」の果たすべき役割を整理します。

ア 空き家の所有者等（所有者又は管理者）

- ・ 空き家を適切に管理する。
- ・ 利用する予定のない空き家については中古住宅市場に出す等の活用を図る。もしくは空き家を除却する。

イ 市

- ・ 適切な管理や活用を促す啓発、情報提供を行う。
- ・ 空き家の活用や除却を支援する。
- ・ 問題のある空き家の所有者等に対し、周辺に悪影響を及ぼさないよう適切な指導等を行う。

ウ 空家等対策協議会

- ・ 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施について委員の専門的見地から意見を述べる。

■空家等対策協議会

役職	選任区分	所属又は役職等
会長	市長	安城市長
副会長	町内会	町内会長連絡協議会
委員	法務（2名）	弁護士／司法書士
委員	建築（2名）	学識経験者／一級建築士
委員	不動産（2名）	土地家屋調査士／宅地建物取引士
委員	福祉	民生委員・児童委員協議会
委員	公募市民	
委員	関係機関（2名）	安城警察署生活安全課長／ 安城消防署長
委員	市長が必要と認める者	

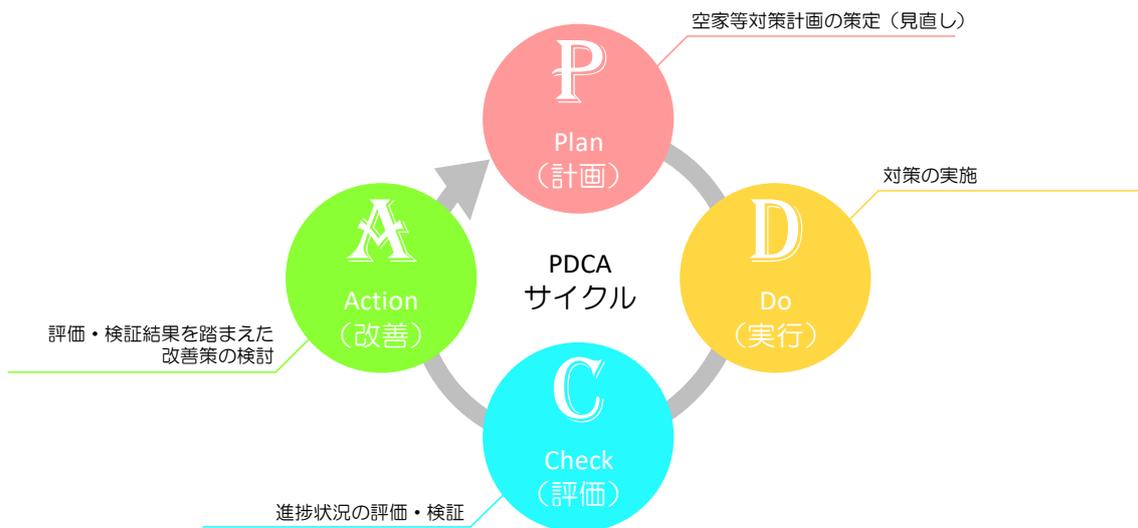
エ 地域（住民、町内会、市民団体等）

- ・ 問題のある空き家解消に向けた協力。
- ・ 空き家の調査協力。

(3) PDCAサイクルに基づく計画の継続的な見直し

計画の推進にあたっては、PDCA（計画・実施・評価・改善）サイクルに基づいて、取組状況の進捗管理や改善を行い、継続的に見直しながら進めます。

同サイクルにおける評価については、成果目標の達成状況や施策の実施状況をもとに行い、適宜改善策の検討や取組の一部見直しを行います。見直しの際には、実態調査、アンケートを実施します。



(4) 空き家対策の成果目標

2016年から2022年への空き家件数推移や今後の社会情勢を踏まえると、空き家件数は増え続けることが見込まれます。

本市では、市民の生活環境に悪影響を及ぼす「問題のある空き家」件数を減らすことが重要であると考えます。そのため、2022年度に把握した問題のある空き家133件を2031年度までに60件へ減らすことを目指します。

目標	現況	目標値（2031）
2022年度に把握した問題のある空き家※件数	133件	60件

※空き家実態調査における危険度判定でランク 2～5